

日薬研発第 30 号  
平成31年4月25日

各都道府県薬剤師研修協議会会長 様  
各研修会実施機関の長 様

公益財団法人日本薬剤師研修センター  
理事長 豊島 聡  
(捺印省略)

### 研修会受講者名簿の整備及びその提出並びに研修受講シールの管理について

日頃は、当財団の事業にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

研修受講シールの取扱いに関し、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長及び保険局医療課長連名通知を以て対策を講ずるよう指示がなされたことから、平成31年3月4日日薬研発第377号を以て、不正行為の防止等について通知いたしました。その後引き続き、具体的な対応策について検討してきたところですが、今般、電子化までの措置として、下記のとおり取扱うこととし、令和元年7月1日以降に実施する研修会等から適用することとしましたので、ご連絡いたします。なお、この取扱いを遵守できない場合は、研修会実施機関の登録を取消します。

おって、本件にかかるご質問及びその回答は、齟齬を避けるため電子メールによることとし、都道府県薬剤師研修協議会の場合は [jpec-soumu@jpec.or.jp](mailto:jpec-soumu@jpec.or.jp) あてに、その他の研修会実施機関の場合は [jpec@jpec.or.jp](mailto:jpec@jpec.or.jp) あてにご送信ください。電話等の口頭での回答やファクシミリによる対応はいたしませんので、ご了承ください。ただし、本取扱いの適用除外、例外措置の適用等は一切行いませんので、それに関わるご質問への回答は致しません。

### 記

#### 1. 受講者名簿について

- (1) 研修会等の開催に当たっては、電子化（マイクロソフト・エクセル使用）した受講者名簿を作成すること。名簿の様式は別添のとおりとし、項目すべてを記載すること。項目の全部又は一部の記載が欠けている受講者に交付した研修受講シールは無効とする。なお、受講者名簿の様式は、当財団のホームページに掲載するものを使用すること。
- (2) 受講者名簿はCD-ROM（ウイルスチェック済のもの）に収納し、研修会終了報告書の提出（研修会等の実施日から起算して2週間以内）と併せて提出すること。その際、受講者名簿を収納したCD-ROMは、研修会等の1開催につき1枚を使用するものとする。
- (3) e-ラーニングの実施機関の場合は、(2)の受講者名簿の提出は1か月分をまとめて、翌月15日までに、研修会終了報告書とともに提出するものとする。なお、受講者名簿の容量が大きい場合、1枚のCD-ROMに収納し切れない場合は、別途指示する方法で提出すること。

## 2. 研修受講シールについて

- (1) 研修受講シールを受領した受講者を特定できるようにするため、当財団が発行する研修受講シールに通し番号を付す。
- (2) 研修受講シールの交付に当たっては、本人確認及び受講状況確認を確実に行うこと。
- (3) 未受講者分の研修受講シールは、受講者名簿に未配付であることを記載したうえ、番号及び枚数を確認して、研修会終了報告書の提出時に併せて返納すること。毀損した受講シールも同様に返却すること。
- (4) 未受講者分の研修受講シールの発生をできるだけ避けるため、都道府県薬剤師研修協議会又は研修会実施機関に対する研修受講シールの送付は必要最小限の枚数とするので、受講人数の予測は可能な限り精緻なものとする。
- (5) 研修認定薬剤師制度実施要領(以下「実施要領」という。)9(2)ウ及び同実施細則16の規定を廃止する。したがって、実施要領7(1)の手続きを経していない公共団体の研修会又は学会等への出席による場合の特例的な取扱いを行わないこととなるので、当該研修会又は学会等の出席者は自己研修による場合として研修受講シールを請求することとなる。また、これまでこの規定の適用を受けて研修会又は学会等を開催してきた団体等においては、実施要領7(1)及び実施細則1に規定する手続きを行って、研修会又は学会等を開催すること。
- (6) 令和元年7月以降に開催する研修会等であって、すでに研修受講シールの送付を受けた都道府県薬剤師研修協議会又は研修会実施機関については、研修受講シールの交換を行うので、新たな研修受講シールの送付を受け次第、直ちにすでに送付された研修受講シールを当財団に返納すること。

## 3. その他

- (1) これまで使用してきた様式の研修受講シール(以下「旧シール」という。)は、令和元年7月1日以降交付することができない。この日以降に交付された旧シールは無効である。
- (2) 研修会等の実施に際し、受講者に対して、氏名及び薬剤師免許番号を含む受講者名簿を「公益財団法人日本薬剤師研修センターに報告する」ことを告知すること。
- (3) 研修認定薬剤師制度実施要領(以下「実施要領」という。)9(2)ウ及び同実施細則16の規定の廃止に伴い、今後、都道府県薬剤師研修協議会又は研修実施機関発行の受講証明書に基づき、研修受講シールの交付は行わないので、留意されたい。
- (4) 薬剤師認定制度認証機構の認証を受けている他の認定機関が発行する研修受講シールの取扱いについては、別途通知する。
- (5) 受領者名簿に記載された個人情報、法律に基づき開示が義務づけられている等の特別の事情がない限り、本人の事前承諾なしに第三者に開示・提供することはない。

別添

受講者名簿

	研修会受付番号	研修受講シール番号	単位数	受講者名	薬剤師免許番号
1	G01-2019-L-123456	A-000001	1	〇〇〇〇	900000
2	G01-2019-L-123456	A-000002	1	△△△△	900001
3	G01-2019-L-123456	A-000003	1	□□□□	900002
4	G01-2019-L-123456	A-000004	1	未配付	
5	G01-2019-L-123456	A-000005	1	未配付	

注1：毀損した研修受講シールも返却すること。

注2：研修受講シール番号欄は、1桁目のアルファベットごと及び単位数ごとにまとめ、番号の若い順に記載すること。

注3：薬剤師免許番号中、「沖」又は「外」の文字は省いて数字のみを記載すること。

注4：この名簿の受講者名欄には、研修受講シールを受領した者を記載すること。